

## スポーツとオリンピック理念を媒介として 平和でより良き世界の構築

2003年12月

総会は、

2001年11月11日の決議56/75を想起し、その中で「スポーツとオリンピック理念を媒介として平和でより良き世界の構築」（注1）とタイトルされた第58回会期の暫定議題条項を包括する事を決めた。この決定を、各夏と冬のオリンピックに先立ち2年ごとに考察すること、

また1993年10月25日の決議48/11を想起し、それは、なканずく、競技期間中の停戦を呼びかけた古代ギリシャの伝統“ekecheiria”または“オリンピック停戦”を復活させた。この停戦は平穏な環境を構築することを押し出し、競技の進行や、競技者と競技関係者の安全を確保し、それによって世界の若者たちを平和運動へと結集させるだろう、

現在そして将来にわたり、オリンピック停戦を遵守するという国連・ミレニアム宣言（注2）のアピールの包括を考慮し、そしてスポーツとオリンピック理念を媒介として、平和と人間の相互理解を促進するというI O Cの努力を支援し、

2004年8月13～29日にギリシャのアテネで開催される第28回オリンピックを注視し、この地は往古の時代に、オリンピック競技大会が生まれ、1896年に復活したところであり、最初にオリンピック停戦が設けられたところでもあり、

事務総長の主導の下、スポーツの

発展と平和のための国連・内部機関の機動部隊の設立を歓迎し、

ミレニアム宣言に入っているこれらのことをも含め、国際的に賛同を得た発展へのゴールを目指す手段としての、スポーツの重要な役割を評価し、

また、加盟N O Cも提携している、オリンピック停戦のアピールがI O Cによって船出したという価値ある貢献は、UN憲章の信条と目的を促進させることができるだろうことを評価し、

オリンピック大会のすべての競技会場に国連旗の掲揚と、現場におけるI O CとUN機構の連帯の努力、例えば、貧困の緩和、人的／経済的発展、人道的支援、教育、健康増進、非性差別、環境の保護、そしてH I V／A I D Sの防止など、満足心をもって注視し、

スポーツを媒介として、平和と協調の理念をなお一層促進させるため、I O Cの「国際オリンピック停戦財団」と「I O C停戦センター」の設立を歓迎し、

それら委員会の会長は、国連総会の業務の役職につき、国連の、教育、科学、文化機関の事務局長、理事長と同等とされ、

また、オリンピック停戦を促進する世界の著名人を、個々に支援することを歓迎し、

1、加盟国が国連憲章の範囲内で、アテネで開かれる第28回オリンピック大会の期間中、個々に集合的に、オリンピック停戦を監視・観察することを強力に推し進めます。

2、I O Cがすべてのスポーツ組織を結集することと、加盟国N O Cがオリンピック停戦の精神に基づき平和文化を促進、強化するため、地域、国、局地的、そして世界レベルで現実に即した活動に着手することを歓迎します。

3、すべての加盟国に訴えます。オリンピック大会の期間、またその期間を超えて、I O Cが、オリンピック停戦を、平和、対話、そして紛争地域での和解などへの手段として活用するというその努力に協同すること。

4、スポーツを媒介として発展のための企画の履行増加を歓迎します。また加盟国やすべての関連機関と、この分野でかれらの仕事を強化するための国連機関のプログラムが、I O Cに協同することを奨励します。

5、事務総長に要求します。加盟国の間でオリンピック停戦の監視・観察の促進、そしてスポーツを媒介として人的発展の先導を支援すること、また、これらの目的実現のためI O Cに協同すること。

6、決定します。第60回会議の暫定議題に、副条項タイトル「スポーツとオリンピック理念を媒介とし

て平和でより良き世界の構築」を包含すること、そしてこの副条項を第20回冬季オリンピック大会の前に考察することを。

(注1) 2003年9月19日の第2回会議において、総会は、第58会期の議題に、副タイトル「スポーツとオリンピック理念を媒介として平和でより良き世界の構築」を包括した、条項タイトル「平和と発展のためのスポーツ」を決定した。

(注2) 決議55/2を参照のこと